

# 審査基準

A-κ-2

令和5年9月1日 作成

法令名：災害対策基本法施行規則
根拠条項：第6条の4第1項
処分の概要：標章及び証明書の再交付
原権者(委任先)：愛知県公安委員会
法令の定め：災害対策基本法施行規則第6条の4第2項
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日
申請先：所轄警察署の交通課又は愛知県警察本部交通規制課規制企画係
問い合わせ先：愛知県警察本部交通規制課規制企画係 電話 (052) 951-1611 内線 5174
備考：